

旧乗車券の取扱いについてのご案内

平素より広島～尾道・因島線（フラワーライナー）をご利用いただきありがとうございます。

2022年8月1日より運賃改定（値上）を実施させていただきましたが、改定実施前に購入されております旧乗車券（以下、「旧券」）の取扱いについて、改めてご案内申し上げます。

旧券は、有効期限の記載が無いものにつきましては、2023年7月31日までご利用いただけます。それ以降は、一切ご利用いただけませんので予めご留意願います。 **（※）利用可能期間中に払戻しのお申し出がある場合は、通常計算による払戻し（手数料あり）となります。**

有効期限の無い乗車券（原則『回数券』となります）は、2023年8月1日～同年10月31日までの3か月間、無手数料にて払戻しが可能です。但し、株券（回数券の表紙に当たるもので、発行日や発行場所の押印があるもの）がある場合で発行場所での払戻しに限り、対象となりますのでご注意願います。 **（※）株券が無いものは払戻し出来ません。出来る限り2023年7月31日までにご利用ください。**